

広島県告示第二百八十八号

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年条例第三十六号）別表第二地方港湾の規定に基づき、待合所の使用料の額を次のように定め、平成三十一年十月一日から施行する。

なお、平成十五年広島県告示第千三百七十三号（広島県港湾施設管理条例別表第一地方港湾の表の規定に基づく待合所の使用料の額）は、平成三十一年九月三十日限り、廃止する。

平成三十一年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

港湾名	待合所名	金額
佐木港	佐木港待合所	九二〇円
須波港	小佐木待合所	五五〇円
重井港	須波港旅客上屋	一、六六〇円
土生港	土生港旅客上屋	二、二九〇円
竹原港	内港待合所	五三〇円
忠海港	北崎待合所	一、一一〇円
瀬戸田港	忠海港待合所	一、一七〇円
鰐崎港	向田待合所	四〇〇円
瀬戸田港	白水港旅客待合所	二、〇三〇円
大西港	福浦桟橋待合所	七一〇円
蒲刈港	長江谷地区旅客上屋	九八〇円
小用港	田戸待合所	一、二九〇円
大竹港	小用桟橋待合所	一、九三〇円
御手洗港	吹越桟橋旅客上屋	一、〇四〇円
大竹港	秋月待合所	一、九三〇円
川尻港	大竹港旅客待合所	七六〇円
中田港	小長港旅客ターミナル	一、一一〇円
厳島港	川尻港旅客上屋	七五〇円
	高田港桟橋待合所	五三〇円
	中町桟橋待合所	八七〇円
	宮島三号桟橋待合所	二、二〇〇円
		二、〇一〇円